

無国籍者の地位に関する条約

Convention relating to the Status of Stateless Persons

採択 1954年9月28日、ニューヨークにおいて
効力発生 1960年6月6日（本条約第39条に依る）

〔前文〕

締約国は、
国際連合憲章及び千九百四十八年十二月十日に国際連合総会により承認された世界人権宣言が、人間は基本的な権利及び自由を差別を受けることなく享有するとの原則を確認していることを考慮し、
国際連合が、種々の機会に無国籍者に対する深い関心を表明し並びに無国籍者に対して基本的な権利及び自由のできる限り広範な行使を保証することに努力してきたことを考慮し、
千九百五十一年七月二十八日の難民の地位に関する条約が、難民でもある無国籍者のみに適用されること、及び、その条約が適用されない多数の無国籍者が存在することを考慮し、
国際協定によって無国籍者の地位を規律し、及び改善することが望ましいと考慮して、
次のとおり協定した。

第1章 一般規定

第1条【「無国籍者」の定義】

- 1 この条約の適用上、「無国籍者」とは、いずれの国によってもその法の運用において、国民と認められていない者をいう。
- 2 この条約は、次の者については、適用しない。
 - (i) 国際連合難民高等弁務官以外の国際連合の機関の保護又は援助を現に受けている者。ただし、それらの者が当該保護又は援助を受けている間に限る。
 - (ii) 居住国の権限のある機関によりその国の国籍を保持することに伴う権利及び義務を有していると認められる者
 - (iii) 次のいずれかに該当すると考えられる重大な理由のある者
 - (a) 平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪に関して規定する国際文書の定めるこれらの犯罪を行ったこと。
 - (b) 避難国に入国することが許可される前に避難国の外で重大な犯罪（政治犯罪を除く）を行ったこと。
 - (c) 国際連合の目的及び原則に反する行為を行ったこと。

第2条【一般的義務】

すべての無国籍者は、滞在する国に対し、特に、その国の法令を遵守する義務及び公の秩序を維持するための措置に従う義務を負う。

第3条【無差別】

締約国は、無国籍者に対し、人種、宗教または出身国による差別なしにこの条約を適用する。

第4条【宗教】

締約国は、その領域内の無国籍者に対し、宗教を实践する自由及び子の宗教的教育についての自由に関し、自国民に与える待遇と少なくとも同等の好意的待遇を与える。

第5条【この条約にかかわらず与えられる権利】

この条約のいかなる規定も、締約国がこの条約にかかわらず無国籍者に与える権利及び利益を害するものと解してはならない。

第6条【「同一の事情のもとで」の意味】

この条約の適用上、「同一の事情のもとで」とは、その性格上無国籍者がみだすことのできない要件を除くほか、ある者が無国籍者でないと仮定した場合に当該者が特定の権利を享受するために満たさなければならない要件（滞在または居住の期間及び条件に関する要件を含む）が満たされていることを条件として、ということの意味する。

第7条【相互主義の適用の免除】

1. 締約国は、無国籍者に対し、この条約が一層有利な規定を設けている場合を除くほか、一般に外国人に対して与える待遇と同一の待遇を与える。
2. すべての無国籍者は、いずれかの締約国の領域内に3年間居住した後は、当該締約国の領域内において立法上の相互主義を適用されることはない。
3. 締約国は、自国についてこの条約の効力が生ずる日に相互の保証なしに無国籍者に既に認めている権利及び利益が存在する場合には、当該権利及び利益を引き続き与える。
4. 締約国は、2及び3の規定により認められる権利及び利益以外の権利及び利益を相互の保証なしに無国籍者に与えることの可能性並びに2に規定する居住の条件をみたしていない無国籍者並びに3に規定する権利及び利益が認められていない無国籍者に対しても相互主義を適用しないことの可能性を好意的に考慮する。
5. 2及び3の規定は、第13条、第18条、第19条、第21条及び第22条に規定する権利及び利益並びにこの条約に規定していない権利及び利益のいずれについても、適用する。

第8条【例外的措置の適用の免除】

締約国は、特定の外国の現在又はかつての国民の身体、財産または利益に対してとることのある例外的措置については、無国籍者に対し、当該者がかつて当該外国の国籍を有していたことのみを理由としてこの措置を適用してはならない。前段に定める一般原則を適用することが法制上できない締約国は、適当な場合には、当該無国籍者について当該例外的措置の適用を免除する。

第9条【暫定措置】

この条約のいかなる規定も、締約国が、戦時にまたは他の重大かつ例外的な状況において、特定の個人について国の安全のために不可欠であると認める措置を暫定的

にとることを妨げるものではない。もっとも、当該特定の個人について真に無国籍者であるか無国籍者でないかまたは当該特定の個人について当該不可欠であると認める措置を引き続き適用することが国の安全のために必要であるか必要でないかを当該締約国が決定するまでの間に限る。

第10条【居住の継続】

1 第二次世界大戦中に退去を強制されていずれかの締約国の領域に移動させられ、かつ、当該領域内に居住している無国籍者は、この滞在を強制された期間合法的に当該領域内に居住していたものと認める。

2 無国籍者が第二次世界大戦中にいずれかの締約国の領域からの退去を強制され、かつ、居住のため当該領域にこの条約の効力発生の目前に帰った場合には、この強制された過去の前後の居住期間は、継続的な居住が必要とされるいかなる場合においても継続した一の期間とみなす。

第11条【無国籍者である船員】

締約国は自国を旗国とする船舶の常備の乗組員として勤務している無国籍者については、自国の領域における定住について好意的考慮を払うものとし、特に他の国における定住を容易にすることを目的として、旅行証明書を発給しまたは自国の領域に一時的に入国を許可することについて好意的考慮を払う。

第2章 法的地位

第12条【属人法】

1 無国籍者については、その属人法は住所を有する国の法とし、住所を有しないときは、居所を有する国の法律とするものとする。

2 無国籍者が既に取得した権利であって属人法に基づくもの特に婚姻に伴う権利は、無国籍者が締約国の法に定められる手続に従うことが必要な場合にはこれに従うことを条件として、当該締約国により尊重される。ただし、この権利は、当該無国籍者が無国籍者でないとした場合においても、当該締約国の法により認められるものでなければならない。

第13条【動産及び不動産】

締約国は、無国籍者に対し、動産及び不動産の所有権並びに動産及び不動産についてのその他の権利の取得並びに動産及び不動産に関する賃貸借その他の契約に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情のもとで一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第14条【著作権及び工業所有権】

無国籍者は、発明、意匠、商標、商号等の工業所有権の保護並びに文学的、美術的及び学術的著作物についての権利の保護に関しては、常居所を有する国において、その国の国民に与えられる保護と同一の保護を与えられるものとし、他のいずれの締約国の領域においても、当該無国籍者が常居所を有する国の国民に対して当該締約国の領域において与えられる保護と同一の保護を与えられる。

第15条【結社の権利】

締約国は、合法的にその領域内に滞在する無国籍者に対し、非政治的かつ非営利的な団体及び労働組合にかかわる事項に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情のもとで一般に外国人に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第16条【裁判を受ける権利】

- 1 無国籍者は、すべての締約国の領域において、自由に裁判を受ける権利を有する。
- 2 無国籍者は、常居所を有する締約国において、裁判を受ける権利に関する事項（法律扶助及び訴訟費用の担保の免除を含む）につき、当該締約国の国民に与えられる待遇と同一の待遇を与えられる。
- 3 無国籍者は、常居所を有する締約国以外の締約国において、2に規定する事項につき、当該常居所を有する締約国の国民に与えられる待遇と同一の待遇を与えられる。

第3章 職業

第17条【賃金が支払われる職業】

- 1 締約国は、合法的にその領域内に滞在する無国籍者に対し、賃金が支払われる職業に従事する権利に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情のもとで一般に外国人に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 2 締約国は、賃金が支払われる職業に関し、すべての無国籍者、特に、労働者募集計画または移住者受入計画によって当該締約国の領域に入国した無国籍者の権利を自国民の権利と同一のものとするについて好意的考慮を払う。

第18条【自営業】

締約国は、合法的にその領域内にいる無国籍者に対し、独立して農業、工業、手工業及び商業に従事する権利並びに商業上及び産業上の会社を設立する権利に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情のもとで一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第19条【自由業】

締約国は、合法的にその領域内に滞在する無国籍者であって、当該締約国の権限のある機関が承認した資格証書を有し、かつ、自由業に従事することを希望する者に対し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情のもとで一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第4章 福祉

第20条【配給】

無国籍者は、供給が不足する物資の分配を規制する配給制度であって住民全体に適用されるものが存在する場合には、当該配給制度の適用につき、国民に与えられる待遇と同一の待遇を与えられる。

第21条【住居】

締約国は、住居にかかわる事項が法令の規制を受けまたは公の機関の管理のもとにある場合には、合法的にその領域内に滞在する無国籍者に対し、住居に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情のもとで一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第22条【公の教育】

- 1 締約国は、無国籍者に対し、初等教育に関し、自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。
- 2 締約国は、無国籍者に対し、初等教育以外の教育、特に修学の機会、学業に関する

る証明書、資格証書及び学位であって外国において与えられたものの承認、授業料その他納付金の減免並びに奨学金の給付に関し、できる限り有利な待遇を与えるものとし、いかなる場合にも、同一の事情のもとで一般に外国人に対して与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第23条【公的扶助】

締約国は、合法的にその領域内に滞在する無国籍者に対し、公的扶助及び公的援助に関し、自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。

第24条【労働法制及び社会保障】

1 締約国は、合法的にその領域内に滞在する無国籍者に対し、次の事項に関し、自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。

(a) 報酬（家族手当がその一部を成すときは、これを含む）、労働時間、時間外労働、有給休暇、家内労働についての制限、雇用についての最低年齢、見習及び訓練、女子及び年少者の労働並びに団体交渉の利益の享受にかかわる事項であって、法令の規律を受けるものまたは行政機関の管理のもとにあるもの。

(b) 社会保障（業務災害、職業病、母性、疾病、廃疾、老齢、死亡、失業、家族的責任その他国内法令により社会保障制度の対象とされている給付事由に関する法規）。ただし、次の措置をとることを妨げるものではない。

(i) 当該無国籍者が取得した権利または取得の過程にあった権利の維持に関し適当な措置をとること。

(ii) 当該無国籍者が居住している当該締約国の国内法令において、公の資金から全額支給される給付の全部または一部に関し及び通常の年金の受給のために必要な拠出についての条件を満たしていない者に支給される手当てに関し、特別の措置を定めること。

2 業務災害または職業病に起因する無国籍者の死亡について補償を受ける権利は、この権利を取得する者が締約国の領域外に居住していることにより影響を受けない。

3 締約国は、取得されたまたは取得の過程にあった社会保障についての権利の維持に関し他の締約国との間で既に締結した協定または将来締結することのある協定の署名国の国民に適用される条件を無国籍者が満たしている限り、当該協定による利益と同一の利益を当該無国籍者に与える。

4 締約国は、非締約国との間で現在効力を有しまたは将来効力を有することのある同様の協定による利益と同一の利益をできる限り無国籍者に与えることについて好意的考慮を払うものとする。

第5章 行政上の措置

第25条【行政上の援助】

1 無国籍者がその権利の行使につき通常外国の機関の援助を必要とする場合において当該外国の機関の援助を求めることができないときは、当該無国籍者が居住している締約国は、自国の機関により同様の援助が当該無国籍者に与えられるように取り計らう。

2 1にいう自国の機関または国際機関は、無国籍者に対し、外国人が通常本国の機関からまたは本国の機関を通じて交付を受ける文書または証明書と同様の文書または証明書を交付するものとし、また、その監督のもとにこれらの文書または証明書が交付されるようにする。

32の規定により交付される文書または証明書は、外国人が本国の機関からまたは本国の機関を通じて交付を受ける公文書に代わるものとし、反証のない限り信用が与えられるものとする。

4生活に困窮する者に対する例外的な取扱いがある場合には、これに従うことを条件として、この条に規定する事務については手数料を徴収することができるが、その手数料は、妥当な、かつ、同種の事務について国民から徴収する手数料に相応するものでなければならない。

5この条の規定は、第27条及び第28条の規定の適用を妨げるものではない。

第26条【移動の自由】

締約国は、合法的にその領域内にいる無国籍者に対し、当該無国籍者が同一の事情のもとで一般に外国人に対して適用される規制に従うことを条件として、居住地を選択する権利及び当該締約国の領域内を自由に移動する権利を与える。

第27条【身分証明書】

締約国は、その領域内にいる無国籍者であって有効な旅行証明書を所持していない者に対し、身分証明書を発給する。

第28条【旅行証明書】

締約国は、合法的にその領域内に滞在する無国籍者に対し、国の安全または公の秩序のためのやむをえない理由がある場合を除くほか、その領域外への旅行のための旅行証明書を発給するものとし、この旅行証明書に関しては、附属書の規定が適用される。締約国は、その領域内にいる他の無国籍者に対してもこの旅行証明書を発給することができるものとし、特に、その領域内にいる無国籍者であって合法的に居住している国から旅行証明書の発給を受けることができない者に対して旅行証明書を発給することについて好意的考慮を払う。

第29条【公租公課】

1締約国は、無国籍者に対し、同様の状態にある自国民に課しているもしくは課することのある租税その他の公課（名称のいかんを問わない）以外の公課を課してはならず、また、租税その他の公課（名称のいかんを問わない）につき同様の状態にある自国民に課する額よりも高額のものを課してはならない。

21の規定は、行政機関が外国人に対して発給する文書（身分証明書を含む）の発給についての手数料に関する法令を無国籍者について適用することを妨げるものではない。

第30条【資産の移転】

1締約国は、自国の法令に従い、無国籍者がその領域内に持ち込んだ資産を定住のために入国を許可された他の国に移転することを許可する。

2締約国は、無国籍者が入国を許可された他の国において定住するために必要となる資産（所在地のいかんを問わない）につき当該無国籍者から当該資産の移転の許可の申請があった場合には、この申請に対し好意的考慮を払う。

第31条【追放】

1締約国は、国の安全または公の秩序を理由とする場合を除くほか、合法的にその領域内にいる無国籍者を追放してはならない。

21の規定による無国籍者の追放は、法の適正手続に従って行われた決定によるのみ行う。国の安全のためのやむを得ない理由がある場合を除くほか、1に規定する無国籍者は、追放される理由がないことを明らかにする証拠の提出並びに権限のあ

る機関またはその機関が特に指名する者に対する不服の申立て及びこのための代理人の出頭を認められる。

3 締約国は、1の規定により追放されることとなる無国籍者に対し、他の国への入国許可を求めるのに妥当と認められる期間の猶予を与える。締約国は、この期間中必要と認める国内措置をとることができる。

第32条【帰化】

締約国は、無国籍者の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。締約国は、特に、帰化の手続が迅速に行われるようにするため並びにこの手続にかかる手数料及び費用をできる限り軽減するため、あらゆる努力を払う。

第6章 最終条項

第33条【国内法令に関する情報】

締約国は、国際連合事務総長に対し、この条約の適用を確保するために制定する法令を送付する。

第34条【紛争の解決】

この条約の解釈または適用に関する締約国間の紛争であって他の方法によって解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に付託する。

第35条【署名、批准及び加入】

1 この条約は、千九百五十五年十二月三十一日まで国際連合本部において署名のために開放しておく。

2 この条約は、次の国による署名のために開放しておく。

(a) 国際連合の加盟国

(b) 無国籍者の地位に関する国際連合会議に出席するよう招請された他のすべての国

(c) 国際連合総会により署名又は加入するよう招請されうるすべての国

3 この条約は批准されなければならないが、批准書は国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、この条の2に定める国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第36条【適用地域条項】

1 いずれの国も、署名、批准、または加入の際に、自国が国際関係について責任を有する領域の全域または一部についてこの条約を適用することを宣言することができる。宣言は、その国についてこの条約の効力が生ずる時に効力を生ずる。

2 いずれの国も、署名、批准または加入の後1の宣言を行う場合には、国際連合事務総長にその宣言を通告するものとし、当該宣言は、国際連合事務総長が当該宣言の通告を受領した日の後90日またはその国についてこの条約の効力が生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

3 関係国は、署名、批准または加入の際にこの条約を適用することをしなかった領域についてこの条約を適用するため、憲法上必要があるときはこれらの領域の政府の同意を得ることを条件として必要な措置をとることの可能性について検討する。

第37条【連邦条項】

締約国が連邦制または非単一制の国である場合には、次の規定を適用する。

(a) この条約の規定であってその実施が連邦の立法機関の立法権の範囲内にあるものについては、連邦の政府の義務は、連邦制をとっていない締約国の義務と同一とする。

(b) この条約の規定であってその実施が邦、州または県の立法権の範囲内にあり、かつ連邦の憲法制度上、邦、州または県が立法措置を取ることを義務づけられていないものについては、連邦の政府は、邦、州または県の適当な機関に対し、できる限り速やかに、好意的な意見を付してその規定を通報する。

(c) この条約の締約国である連邦制の国は、国際連合事務総長を通じて他の締約国から要請があったときは、この条約の規定の実施に関する連邦及びその構成単位の法令及び慣行についての説明を提示し、かつ、立法その他の措置によりこの条約の規定の実施が行われている程度を示す。

第38条【留保】

1 いずれの国も、署名、批准または加入の際に、第1条、第3条、第4条、第16条1及び第33条から第42条までの規定を除くほか、この条約の規定について留保を付することができる。

2 1の規定に基づいて留保を付した国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでも当該留保を撤回することができる。

第39条【効力発生】

1 この条約は、6番目の批准書または加入書が寄託された日の後90日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、6番目の批准書または加入書が寄託された後に批准しまたは加入する国については、その批准書または加入書が寄託された日の後90日目の日に効力を生ずる。

第40条【廃棄】

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもこの条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後1年で当該通告を行った締約国について効力を生ずる。

3 第36条の規定に基づいて宣言または通告を行った国は、その後いつでも、国際連合事務総長にあてた通告により、同条の規定に基づく宣言または通告により指定した領域についてこの条約の適用を終止する旨の宣言を行うことができる。当該宣言は、国際連合事務総長がこれを受領した日の後1年で効力を生ずる。

第41条【改正】

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請についてとるべき措置があるときは、その措置を勧告する。

第42条【国際連合事務総長による通報】

国際連合事務総長は、国際連合のすべての加盟国及びこれらの加盟国以外の国で第35条に規定するものに対し、次の事項を通報する。

- (a) 第35条の規定による署名、批准及び加入
- (b) 第36条の規定による宣言及び通告
- (c) 第38条の規定による留保及びその撤回
- (d) 第39条の規定に基づきこの条約の効力が生ずる日
- (e) 第40条の規定による廃棄及び通告
- (f) 前条の規定による改正の要請

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1954年9月28日にニューヨークで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書1通を作成した。本書は、国際連合に寄託するものとし、その認証謄本は、国際連合のすべての加盟国及びこれらの加盟国以外の国で第35条に規定するものに送付する。

〔附属書〕 (省略。難民条約のそれと大半が同一)

〔付録〕 旅行証明書様式 (省略。難民条約のそれと大半が同一)

〔付録〕 無国籍者の地位に関する国際連合会議最終文書 (省略)